

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月1日
【会社名】	ジェイファーマ株式会社
【英訳名】	J-Pharma Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 吉武 益広
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番11号
【電話番号】	03-6432-4270
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤本 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目10番11号
【電話番号】	03-6432-4270
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤本 裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額2,032,697,204円のうち、1,952,697,204円

資本準備金の額 4,499,149,263円のうち、513,718,830円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金2,466,416,034円

なお、上記各金額は、2026年3月31日現在の資本金及び資本準備金の額を基礎として算定したものであり、同日後に新株予約権の行使等により資本金又は資本準備金の額が増加した場合であっても、当該増加額は本件減少額に含まれません。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおりその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充ちたいします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金2,466,416,034円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金2,466,416,034円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年8月11日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

吉武益広、藤本裕、山本寛及び上原祐香を取締役に選任するものであります。

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年9月11日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	137,396	1,292	-	(注)1	可決 99.05
第2号議案					
吉武 益広	136,211	2,478	-	(注)2	可決 98.20
藤本 裕	137,265	1,424	-		可決 98.96
山本 寛	137,090	1,599	-		可決 98.83
上原 祐香	137,160	1,529	-		可決 98.88
第3号議案	133,596	5,093	-	(注)1	可決 96.31

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上